

# 個別的自衛権を否定して平和をつくれるのか？

## —9条と尖閣・日朝問題を考える—

藤井克彦

私たちの戦争法反対運動の中で、「憲法は専守防衛は認めているが集団的自衛権は認めていない」という主張を時々聞きました。私は「そうなのだろうか？」と感じました。また、前田哲男さんたちが以前提唱した「平和基本法」構想では自衛隊にも安保条約にも頼らない安全保障政策は可能と示しており、私は共感しています。

でも、この間マスコミによく報道されている中国軍などの海上・上空での日本への接近という状況の中で、あるいは北朝鮮の核実験やミサイル問題という現実の中で、お前の主張は説得力を持つのか？と言われそうです。

この点を考えたいと思います。

### 日本国憲法第9条のもつ意味

#### (1) 日本国憲法第9条の条文

第9条1項は、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」とし、2項は「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」としている。

#### (2) 憲法を制定した頃の日本政府の立場

憲法制定直後しばらくは、日本政府は「自衛戦争は認められない」との立場をとってきた。現行憲法を審議していた第90回帝国議会で、吉田茂氏は「国家正当防衛権による戦争は正当なりとせらるるようであるが、私はかくのごときことを認めることが有害であると思うのであります。」(1945年6月28日)と述べた。その後も、「政府といたしましても、あらゆる御意見を総合致しまして判断した結果、自衛権、自衛戦争は放棄したものと、こう考えております」(1949年11月9日、衆議院外務委員会での川村松助外務政務次官)と答弁している。同じ頃吉田首相も、「日本は戦争を放棄し、再軍備を放棄したのであるから、

武力によらざる自衛権はある、外交その他の手段でもって国を自衛する、守るという権利はむろんあると思います」(1949年11月21日、衆議院外務委員会)と答弁している。

#### (3) 朝鮮戦争勃発の後の政府の立場

1950年6月の朝鮮戦争勃発後、アメリカは日本に再軍備、軍備増強、憲法9条の改正を求め、そうした要求に基づき、1950年には「警察予備隊」(陸上7.5万人)、1952年には「保安隊」(陸上11.1万人、海上7590人)、1954年には「自衛隊」(陸上13万人、海上15808人、航空6287人)が創設された。

こうした組織が憲法9条で禁止された「陸海空軍その他の戦力」に当たるのかが議論され、歴代政府は「憲法第9条は、自衛のための最小限度の防衛力の保持は禁止しておりませんから、自衛のための必要最小限度の目的のためならば自衛隊を持っても差し支えない」(1955年7月25日、参議院内閣委員会での鳩山一郎首相答弁)としつつ、「自衛のための必要最小限度」という要件から、海外に出ることは許されない、としてきた(例えば、岸信介首相(当時)は、「日本の自衛隊が日本の領域外に出て行動することは、これは一切許せない」(1960年3月11日、衆議院日米安保特別委員会)とのべている。

[(2)~(3)は、飯島滋明氏著書参照(注1)]

#### (4) 安倍政権下での集団的自衛権行使容認

安倍政権は2014年7月1日、「現在の安全保障環境に照らして慎重に検討した結果、」、集団的自衛権も憲法上許容されるという閣議決定をした。

#### (5) 9条は個別的自衛権も認めていない

以上の経緯からも明らかのように、憲法9条により「日本は戦争を放棄し、再軍備を放棄した」のであり、憲法は個別的自衛権も認めていないのであるが、時の政府は、安全保障環境の変化という理由で、勝手に解釈を変えているのである。

**安全保障環境の変化などの理由で、憲法9条(の解釈)を勝手に変えてもいいのでしょうか？**

#### 「安全保障環境の変化」とは一「尖閣」の場合

中国軍戦闘機や中国艦船と大量の漁船団が日本周辺に接近していると、政府はしきりに発表し、マスコミも報道しています[例えば、「宮古海峡上空に中国戦闘機 領空侵犯なし 空自が緊急

発進」(写真入り。2016-9-26 中日新聞)]。

尖閣諸島(釣魚諸島)は、日中双方が固有の領土と主張しており、この問題は1972年の日中国交回復にむけての交渉過程で、田中角栄首相と周恩来首相との間で、「棚上げ」されたとされています。

近年「尖閣紛争」が大きく浮上したのは、石原都知事の「尖閣買い上げ」という挑発発言に引きずられた野田政権の「尖閣国有化」(2012年7月)であり、これが中国には、現状の一方的変更と映ったのです。その上7月26日野田首相は、衆議院本会議で「我が国領土、領海で不法行為が発生した場合は、必要に応じて自衛隊を用いることを含め、政府全体で毅然と対応する」と述べましたが、それは紛争相手から見れば「衣の下から鎧がのぞく」に等しい発言であり、中国は翌27日に「無責任な発言に強烈な不満を表明」する談話を発表し、これを契機に「中国解放軍はいつでも出動できる体制を整えている。ただし自衛隊の出動前に出動させることはない」と声高に宣伝しました。

**まさに日本側が「安全保障環境の変化」をつくったのです。**

### 「尖閣」も、非軍事の外交で解決を

この時(2012-6-7)、丹羽宇一郎駐中国大使は、「(購入すれば)日中関係は重大な危機に遭遇する」と述べ購入計画に反対を明言しました。そして「日中両国はケンカをするためでなく、仲良くするための努力をしなければならない。政治的にも経済的にも仲良くしようとしているのは、歴史が証明するようにそれが最もよい関係だからであり、日中はそのための努力をしなければならない。数十年の努力が水泡に帰すことがあってはならない」と警告しています。

岡田充氏は、尖閣を含む東シナ海が、豊かな共通生活圈だった歴史に学びながら、主権を棚上げて資源を共同利用する共通生活圈にする必要があり、国家主権を相対化する想像力こそが、「領土ナショナリズムの魔力」から自由になる鍵である、という趣旨のことを著書で述べているようです(注2)。

こういうアプローチが、外交というものです。「安全保障環境の変化」などというものは、日本の態度次第で変わるものであり、日本としては9

条の文面通りの内容を前提に、平和外交を進めるべきと考えます。機会があれば、前田哲男さんたちの構想を紹介したいと思います。

### 日朝関係をどうするのか

日本では、北朝鮮はミサイルの発射実験や核爆発の実験を繰り返しており、日本の脅威だから「抑止力」を強化し、制裁・圧力を強めねばならないとしています。今までも抑止力のはずの日米の軍備を強化していますが、一向に「抑止力」にならない。こちらが軍備を増強すれば、相手も軍備を強化する。いつまでそれを繰り返すのか?

しかし、そもそも朝鮮半島の分断には、日本の植民地支配という大きな責任がある。ところが、北朝鮮を敵として見ているし、日本のマスコミは北朝鮮の言い分をほとんど(全く)報道しないし、公平な報道をしているとは思えません。これではいい関係が結べるはずはありません。

日本の側が、大いに「安全保障環境の変化」をつくっているとも言えます。

長文の引用ですが、小倉紀蔵「北朝鮮とは何か」(注3)が以下のような趣旨を述べています。

「もし植民地支配に対して謝罪する気があるのなら、韓国だけではなく北朝鮮に対してもしなくてはならないのである。そしてそのことを最も明確に述べることができる場合は、日朝国交正常化交渉の瞬間以外にはないだろう。2002年9月の日朝平壤宣言の際に、小泉純一郎首相は明確に謝罪している。それを踏襲すればよいのである。」

「安倍晋三政権や橋下徹大阪市長の振る舞いを、『歴史認識における瀬戸際外交』と呼ばずして何と呼ぼう。思考停止といわずに何といえよいいのか。」

「歴史問題に対して日本が率先して道徳的な立場をとることしか、この問題の解決方法はない。一部の保守政治家のせいでも、日本国民全体が「極めて不道徳な国民」という不名誉なレッテルを貼られてはならない。そのためにこそ、日本はまず、北朝鮮に対して歴史問題の和解の枠組みを提示すべきなのである。日本にとって北朝鮮との国交正常化が大切である理由の一つは、まさにここにある。」

「東北アジアが東北アジアとして何らかのゆるいまとまりを持ち、その中で互いに自主性を持った関係を構築するためには、日本と北朝鮮が国

交正常化することほど劇的な変化はない。もちろん韓国と北朝鮮が統一することがより根源的な意味での「新しい東北アジアの構築」と言えるであろうが、その前哨の段階として、日朝国交正常化を位置づけるべきである。」

「われわれは 11 年を無駄にした。2002 年 9 月の日朝首脳会談で金正日総書記（当時）は、小泉純一郎首相（当時）に拉致問題について謝罪したのだから、それを起点としてより生産的な日朝関係を構築することもできたはずなのだ。」

日本側の言い分も沢山ある。北朝鮮のやり方に信憑性・持続性・誠実性がないのも事実であった。だが日本は最悪の選択をした。つまり北朝鮮との関係を事実上絶ってしまった。」

「拉致問題を本当に解決したいのだったら、北朝鮮との間に持続的かつ極めて緊密な関係をつくらなくてはならない」。これは核問題や『ミサイル』問題に関しても同じである。」

「つまり拉致問題は、日朝国交正常化交渉の過程の中で、核問題や過去の清算などとのパッケージとして、包括的に解決していくしかないのである。」

「いずれにせよ、関係を構築するところからしか、日朝は動かない。そしてこの問題は、政治家や官僚や運動団体や財界などだけが動いても、解決できないだろう。このことが日本の真の国益につながると言うことを国民が認識し、あらゆる方面の人材を結集して、オールジャパンでこの大事業を遂行しなければならない。」

まさに外交であり、外交だけではなくオールジャパンに課せられた課題です。

（注 1）飯島滋明「集団的自衛権は日本国憲法に違反しませんか？」（戦争をさせない 1000 人委員会編「すぐにわかる 集団的自衛権ってなに？」（2014 年 6 月、七つ森書館）参照。

（注 2）尖閣問題については、「岡田充『尖閣問題—領土ナショナリズムの魔力』（2012 年、蒼蒼社）の詳細な紹介をした矢吹晋の書評を参照した。なお、不戦ネットは、12 月 5 日に岡田充さんの講演会を行います。

（注 3）小倉紀蔵「北朝鮮とは何か—思想的考察」（2015-3、藤原書店）参照。

#### 日朝ピョンヤン宣言

2002 年 9 月 17 日

1. 双方は、この宣言に示された精神及び基本原則に従い、国交正常化を早期に実現させるため、あらゆる努力を傾注することとし、そのために 2002 年 10 月中旬に日朝国交正常化交渉を再開することとした。双方は、相互の信頼関係に基づき、国交正常化の実現に至る過程においても、日朝間に存在する諸問題に誠意をもって取り組む強い決意を表明した。
2. 日本側は、過去の植民地支配によって、朝鮮の人々に多大の損害と苦痛を与えたという歴史の事実を謙虚に受け止め、痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明した。双方は、日本側が朝鮮民主主義人民共和国側に対して、国交正常化の後、双方が適切と考える期間にわたり、無償資金協力、低金利の長期借款供与及び国際機関を通じた人道主義的支援等の経済協力を実施し、また、民間経済活動を支援する見地から国際協力銀行等による融資、信用供与等が実施されることが、この宣言の精神に合致するとの基本認識の下、国交正常化交渉において、経済協力の具体的な規模と内容を誠実に協議することとした。双方は、国交正常化を実現するにあたっては、1945 年 8 月 15 日以前に生じた事由に基づく両国及びその国民のすべての財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則に従い、国交正常化交渉においてこれを具体的に協議することとした。双方は、在日朝鮮人の地位に関する問題及び文化財の問題については、国交正常化交渉において誠実に協議することとした。
3. 双方は、国際法を遵守し、互いの安全を脅かす行動をとらないことを確認した。また、日本国民の生命と安全にかかわる懸案問題については、朝鮮民主主義人民共和国側は、日朝が不正常な関係にある中で生じたこのような遺憾な問題が今後再び生じることがないように適切な措置をとることを確認した。
4. 双方は、北東アジア地域の平和と安定を維持、強化するため、互いに協力していくことを確認した。双方は、この地域の関係各国の間に、相互の信頼に基づく協力関係が構築されることの重要性を確認するとともに、この地域の関係国間の関係が正常化されるにつれ、地域の信頼醸成を図るための枠組みを整備していくことが重要であるとの認識を一にした。双方は、朝鮮半島の核問題の包括的な解決のため、関連するすべての国際的合意を遵守することを確認した。また、双方は、核問題及びミサイル問題を含む安全保障上の諸問題に関し、関係諸国間の対話を促進し、問題解決を図ることの必要性を確認した。朝鮮民主主義人民共和国側は、この宣言の精神に従い、ミサイル発射のモラトリアムを 2003 年以降も更に延長していく意向を明らかにした。双方は、安全保障にかかわる問題について協議を行っていくこととした。